

令和2年6月22日

共同研究の間接経費についてのお願い

国立大学法人埼玉大学

平素より、本学との共同研究についてご協力いただきありがとうございます。

さて、この度、本学では企業等との共同研究における間接経費の取扱いを変更することといたしましたので、お知らせいたします。

これまで、共同研究の実施に関しましては、企業等の皆様に共同研究の遂行に直接的に必要な経費（人件費、旅費、謝金、設備費及び消耗品等。以下「直接経費」という。）の他に、直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）として直接経費の10%に相当する金額をご負担いただいておりますが、国からの経常的な支援が年々減少している状況に伴い、本学においても各種経費の節減に努めて参りましたが、現状の10%では経費が不足し、研究活動の遂行に影響を及ぼしかねない状況になってきております。

また、平成28年度に文部科学省及び経済産業省が策定した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」をはじめとする政府方針等における、企業等との共同研究における適切な間接経費の確保に関する提言に基づき、改めて本学の財務諸表等を基に間接経費を算定したところ、30%を超える間接経費が必要との結果になりました。

そのため、研究活動を支える研究基盤の充実を図り、これまで以上に地域社会や産業界をはじめとする社会の期待に応えるための体制整備や改善を行いながら産学連携活動を推進するために、間接経費率について下記のとおり見直すことにいたしました。

つきましては、経済環境の厳しい中ではございますが、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

○改定内容

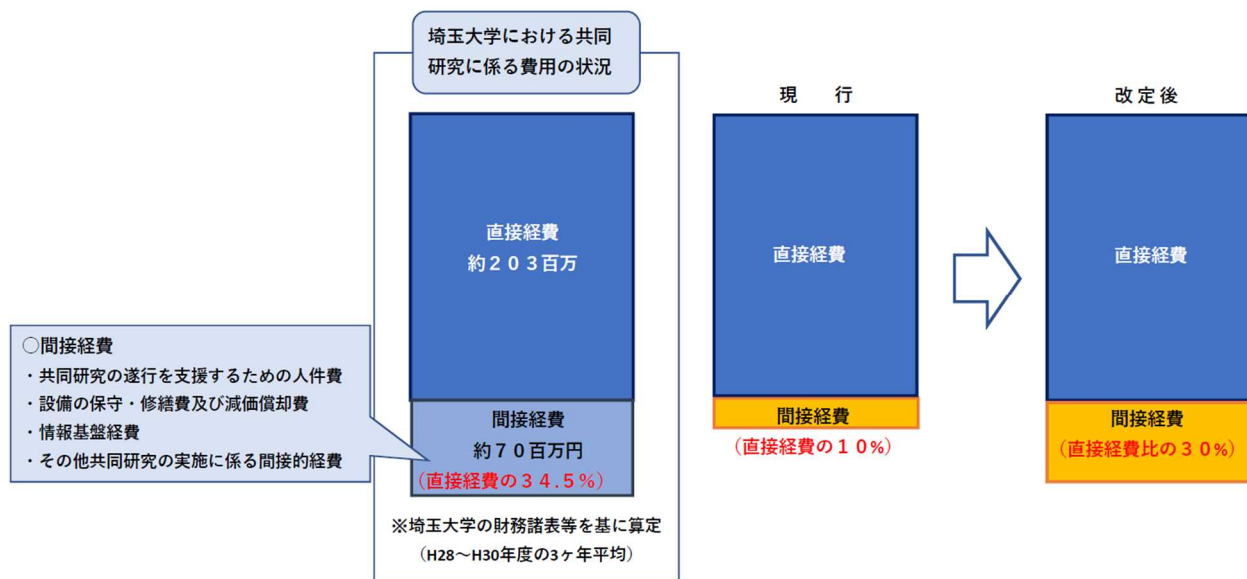
改定前：直接経費の10%

改定後：直接経費の30%

○改定適用時期

令和2年10月1日以降に締結する契約

○共同研究経費の算定イメージ



○ 問い合わせ先

研究協力部研究推進課

電話：048-858-9137

E-mail：sangaku@gr.saitama-u.ac.jp